ネットひまわり　会則

（名　　称）

1. 本会はネットひまわりと称する。

（事　業　所）

1. 本会は事務所を代表宅に置く。

（目　　的）

第３条　本会は会員が情報技術能力を身に着け、情報技術を通して中高年の生きがいづくり、仲間づくりを推進するため、コミュニケーションの場や、学習教育環境などのプラットホームを提供するとともに、会員が生き生きとした人間性豊かな生活を営める社会の創造に寄与することを目的とする。

（事　　業）

第４条　本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 会員の為のパソコン教室及び相談室の開催
2. 会員の生きがい創成を支援する事業

（会　　員）

第５条　本会は第３条に掲げる目的に賛同する個人をもって組織する。

1. 会員の入会条件は尾北シニアネットの会員であることとする。
2. 会員として入会しようとする者は規定の入会申込書により申し込むものとする。
3. 会員は別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。
4. 会員の資格喪失は１、退会届の提出　２、本人が死亡　３、会費未納　４、除名された時

（世　話　役）

第６条　本会に次の世話役をおく

　　・代　表　　１名

　　・副代表　　１名

　　・講師及び講師補佐　数名

２/１

（世話役の任務）

第７条

1. 代表は総務、ML管理、入退会管理及び本会を代表して会務を掌る。
2. 副代表は代表を補佐し、代表事故あるとき又は不在時はその職務を代行する。
3. 講師及び講師補佐はサークルの勉強会の講師及びその補佐を行う。

（世話役会）

第８条

1. 世話役会は第６条に規定するものをもって構成する。
2. 世話役会はサークル終了時に必要に応じて代表の呼びかけにより開催する。
3. 世話役会の議長は、代表がこれに当たる。
4. 世話役会の議事は、出席者の過半数で決し可否同数の時は議長の決するところによる。

（経　費　等）

第９条　本会の経費は、入会金及び年会費その他の収入をもって充てる。

（事業年度）

第１０条　本会の事業年度は、毎年４月1日から翌年３月３１日までとする。

附　　則

1. 本会則は令和７年４月１日より施行する。
2. 本会の入会金は１０００円とする。
3. 月会費は1０００円とし、４月と１０月に半期分を月末までに納入するものとする。

但し、世話役の年会費は免除する。

1. 会費を期日までに納付しなかった場合は退会したものとみなす。

但し、代表が特別の事由により会費納入の遅延を許可する場合はこれを妨げない。

1. 途中退会の場合、納付した会費の返金はしない。

２０２５/４/１１一部改訂

２/２